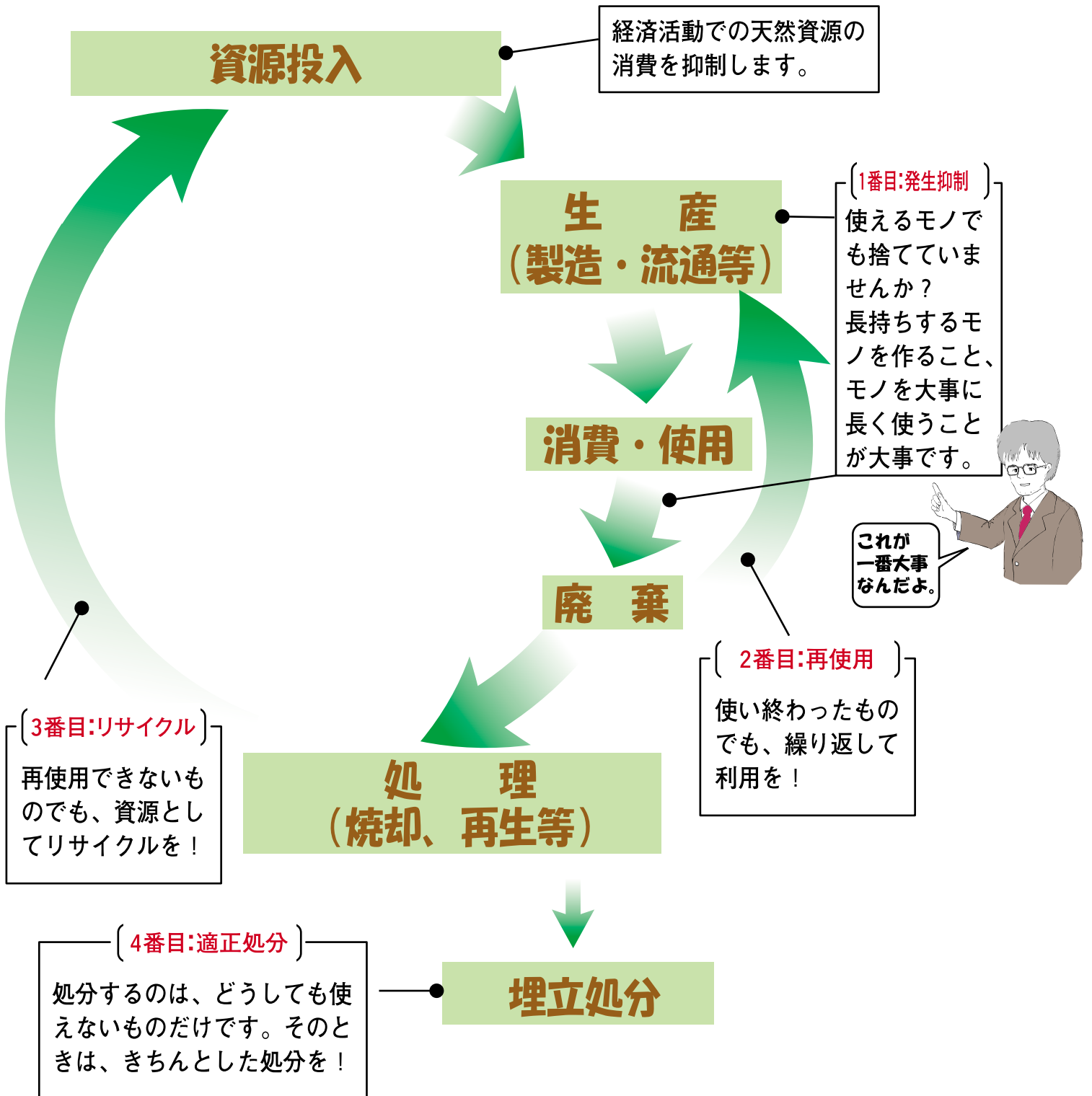


# 循環型社会

今、求められているのは、ライフスタイルや経済活動を早急に見直し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会の追求です。

今すぐ、始めましょう、次のこと。

- ①何よりも「ゴミを出さない」こと
- ②出ってしまったゴミは「できるだけ資源として使う」こと
- ③どうしても使えないゴミは「きちんと処分する」こと



21世紀の日本を「循環型社会」に変えていくため、平成12年5月に「循環型社会形成推進基本法」が制定されました。

# 循環型社会形成推進基本法のポイント

この基本法は、廃棄物対策とリサイクル対策を、総合的・計画的に推進するものです。

○**ゴミの処理やリサイクルの取組の優先順位を初めて法律で決めました。**

ゴミの処理やリサイクルは、どういう順序で取り組んだらいいのか？

① 1番目は、出てくるゴミをできるだけ減らすことです

例えば ・頑丈な製品を作り、これをなるべく長く使用する。  
・商品を買うときは、包装が簡素なものを選ぶ。

② 2番目は、不要になった物は、できるだけ繰り返し使うことです

例えば ・ビール瓶は、酒屋さんに返す。  
・古着などは、フリーマーケットに出す。

③ 3番目は、繰り返し使えない物は、資源としてリサイクルすることです

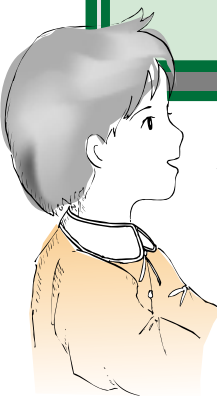
例えば ・ゴミは、分別して出す。  
・不要になったテレビや冷蔵庫は、電気屋さんに渡す。

④ 4番目は、資源として使えない物は、燃やしてその熱を利用することです


例えば ・ゴミを燃やした時に出る熱を発電や温水プールに利用する。

⑤ 最後は、どうしても捨てるしかない物は、環境を汚さないようにきちんと処分することです

例えば ・ダイオキシン類などが発生しないように適切に燃やす。  
・ゴミの埋立ては、周囲の環境に影響がないように行う。



環境のことを考えたら、ゴミをどうしたらいいかにも、順番があるんですね。



ゴミは繰り返し使ったり、リサイクルしたりできる有用なものなんだ。